

上越市告示第61号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の変更案に係る利害関係人は、当該地域計画の変更案について令和8年3月27日（注：縦覧期間満了の日）まで市に意見書を提出することができる。

令和8年3月3日

上越市長 小菅 淳 一

1 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年3月13日から（注：公告年月日）

至 令和8年3月27日まで（注：公告年月日から起算して14日目の日）

2 地域計画の変更案の縦覧場所

上越市役所農政課 上越市木田1丁目1番3号

牧区総合事務所 上越市牧区柳島522番地

大潟区総合事務所 上越市大潟区土底浜1081番地

頸城区総合事務所 上越市頸城区百間町636番地

（農政課には変更するすべての地域計画の案を縦覧に供する。各区総合事務所には当該区の地域計画の変更案を縦覧に供する。）

3 意見書の提出

意見書の提出に当たっては、地域計画の案の縦覧場所に備え付けの「地域計画の案に関する意見書の提出について」によること。